

# 仕事を辞めた／収入が減ったことにより、 家賃の支払いにお悩みの方へ

## 住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動※をサポートします！



※自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

### ○どのような方が対象ですか？

- 仕事を辞めてから／事業を止めてから2年以内の方
- 休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうなる方  
/住む家がない方

※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る

### ○収入などの制限はありますか？

①と②の両方に当てはまる必要があります。

①収入が市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12＋家賃額より少ない

※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

②預貯金・手持ちのお金が①の6か月分または100万円を超えない

詳しくは山口県東部社会福祉事務所に相談してください。



お住まいの町	相談窓口	住所	連絡先
田布施町、平生町 上関町、和木町	東部社会福祉 事務所	柳井市南町3丁目9-3 柳井総合庁舎2階	0820-22-3777

# あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。  
必要な求職活動について、よくご確認ください。

## 求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での  
求職活動



経営相談先から  
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での  
経営相談

自立に向けた  
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

## 公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

## 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

## 自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。